

河川法に係る着手届・完了届の提出について

1 着手届

(1) 提出時期

- ・工事に着手する日の3日前までに届け出ください。(郵送可)

(2) 記入上の注意

- ・届出者は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「開始した年月日」は、実際に工事を開始した日を記入してください。
- ・「行為の期間」は、許可書記載の「行為期間」を記入してください。
(実際の工期ではありません。)

2 完了届

(1) 提出時期

- ・工事を完了した日の翌日から起算して2週間以内に届け出ください。

(2) 記入上の注意

- ・届出者は、許可書記載の名義を記入してください。
- ・「完了した年月日」は、実際に工事が完了した日を記入してください。
- ・「行為の期間」は、許可書記載の「行為期間」を記入してください。
(実際の工期ではありません。)

(3) 添付書類

- ・完了届には、許可を受けた工事の施工内容が確認できるよう、施工前、施工中、施工後の写真(撮影年月日明示)を添付してください。
※工事写真は、施工前、施工中、施工後を同一箇所、角度から撮影すること。
- ・掘削、盛土、切土等の土地の形状変更をする場合は、スケール等を当てて幅、深さ、高さ等が分かるように撮影してください。
※添付する写真は、スケールの数字や黒板の文字がはっきりと見えるようにすること。
不明瞭な写真では、完了届を受理できない場合があります。
- ・行為地が河川管理施設に近接している場合、申請された建築物、工作物等の位置関係がわかるようにスケールを当てた写真を添付してください

注) 以下の場合、事前に変更申請が必要となります。

○ 変更許可申請書

- ・工事が作業期間内に完了する見込みがない場合(工期変更申請)
遅くとも許可期間満了の20日前までに提出してください。
- ・申請内容と異なる工事を行うこととなる場合(工事内容の変更申請)

○ 地位譲渡許可申請書

- ・許可受者が売買等で変わった場合